

平成21年5月22日

## 新型インフルエンザに関する総務省の対応方針の改定について

本日開催された政府の新型インフルエンザ対策本部会合において「基本的対処方針」が改定されたことを受け、総務省新型インフルエンザ対策本部（本部長：鳩山総務大臣）において総務省対処方針の改定について伝達されました。また、本日 17:00 から同幹事会（幹事長：大臣官房企画課長）を開催し、総務省対処方針を改定いたしました。

総務省対処方針及び総務省対処方策は別添のとおりですので、お知らせします。

### 〔参考〕総務省新型インフルエンザ対策本部構成員

本 部 長 総務大臣

本部長代理 総務副大臣、総務大臣政務官

副 本 部 長 事務次官、総務審議官、大臣官房長、消防庁長官

本 部 員 大臣官房総括審議官、人事・恩給局長、行政管理局長、行政評価局長  
自治行政局長、自治財政局長、自治税務局長、情報通信国際戦略局長  
情報流通行政局長、情報流通行政局郵政行政部長、総合通信基盤局長  
統計局長、政策統括官、消防庁次長

### 〔参考〕総務省新型インフルエンザ対策本部幹事会構成員

幹 事 長 大臣官房企画課長

副幹事長 消防庁総務課長

幹 事 大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長  
大臣官房政策評価広報課長、人事・恩給局総務課長、行政管理局企画調整課長  
行政評価局総務課長、自治行政局行政課長、自治行政局地域政策課長  
自治財政局財政課長、自治税務局企画課長、情報通信国際戦略局参事官  
情報流通行政局総務課長、情報流通行政局郵政行政部企画課長  
総合通信基盤局総務課長、統計局総務課長、統計企画管理官  
消防庁消防・救急課救急企画室長

（連絡先）大臣官房企画課 梶課長補佐

電話：（代表）03-5253-5111（内線 22100）

（直通）03-5253-5157

FAX：03-5253-5160

# 総 務 省 対 処 方 針

平 成 2 1 年 5 月 2 2 日

総務省新型インフルエンザ対策本部

新型インフルエンザ対策について、本日改定された政府の基本的対処方針に従い、総務省は、当面以下の措置を講ずる。

## 1. 基本的な考え方

新型インフルエンザ対策は、国家の危機管理上の重要課題であるとの認識のもと、国民の安全・安心の確保に万全を尽くす必要がある。

このため、国内での感染拡大を防止するため、国民への情報提供や関係者との情報共有及び連携を図りつつ、所要の取組を迅速かつ適切に実施する。

## 2. 取組事項

### ① 省内体制の確立

適切かつ迅速な対応が可能な体制、消防庁緊急対策本部の設置、関係者への情報提供及び所要の指示・要請、総務省業務継続に向けた取組み

### ② 国内の感染拡大防止措置の周知・要請

地方公共団体、関係団体等に対する助言・要請

事業者に対する事業運営における感染機会を減らすための工夫の要請

### ③ 地方公共団体における警戒態勢の強化等

地方公共団体の警戒態勢強化、地方公共団体の積極的な取組の要請、地方公共団体との情報共有

### ④ 社会機能維持に関わる事業者等に対する注意喚起等

事業者に対する情報提供、放送・通信・郵便事業者等に対する注意喚起

### ⑤ 総務省職員等に関する対応

### ⑥ その他

# 総 務 省 対 処 方 策

平 成 2 1 年 5 月 2 2 日

総務省新型インフルエンザ対策本部幹事会

新型インフルエンザ対策について、本日改定された政府の基本的対処方針に従い、総務省は、当面以下の措置を講ずる。

## 1. 基本的な考え方

新型インフルエンザ対策は、国家の危機管理上の重要課題であるとの認識のもと、国民の安全・安心の確保に万全を尽くす必要がある。

このため、国内での感染拡大を防止するため、国民への情報提供や関係者との情報共有及び連携を図りつつ、所要の取組を迅速かつ適切に実施する。

## 2. 取組事項

### ① 省内体制の確立

- 1) 新型インフルエンザの発生に適切かつ迅速に対応するため、連絡体制を設けるとともに、必要に応じて新型インフルエンザ対策本部又は同本部幹事会を開催する。【大臣官房（企画課等）、全部局】
- 2) 総務省新型インフルエンザ対策本部内に消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部を設置し、新型インフルエンザの発生に伴う救急・安全対策に適切かつ迅速に取り組む。【消防庁】
- 3) 各地方支分部局・付属機関及び関係団体（関係事業者団体、独立行政法人、公益法人、特別の法律により設立される法人等）に対し、情報提供及び所要の指示・要請を遅滞なく行う。【関係部局】
- 4) 総務省におけるテレワークの体制の整備など普及を進める。【大臣官房（秘書課・企画課・総務課）、情報流通行政局】
- 5) 総務省の業務継続のための方策をすみやかに策定する。【大臣官房（総務課）】

## ② 国内の感染拡大防止措置の周知・要請

国内での感染拡大を防止するため、弾力的、機動的に以下の措置を講ずる。

- 1) 地方公共団体に対し、政府の基本的対処方針に示された感染拡大防止措置を徹底するよう、厚生労働省と協力して要請する。【自治行政局】
- 2) 関係団体に対し、政府の基本的対処方針に示された感染拡大防止措置を徹底するよう要請する。【関係部局】
- 3) 所管する事業者に対し、事業自粛の要請は行わないが、事業運営における感染機会を減らすための工夫を検討するなど、政府の基本的対処方針に示された感染拡大防止措置を徹底するよう要請する。【情報流通行政局、総合通信基盤局】

## ③ 地方公共団体における警戒態勢の強化等

- 1) 地方公共団体（消防本部）における救急搬送に関する関係機関との連携強化を指示する。【消防庁】
- 2) 新型インフルエンザ患者を救急搬送する可能性があることを想定し、感染防止対策の徹底を指示する。【消防庁】
- 3) 地方公共団体に対し、積極的な対応を行うよう、厚生労働省と協力して要請する。【自治行政局】
- 4) その他地方公共団体との情報共有に努める。【自治行政局】

## ④ 社会機能維持に関わる事業者等に対する注意喚起等

- 1) 所管する事業者に対し、引き続き、迅速な情報提供を行う。【情報流通行政局、総合通信基盤局】
- 2) 特に、国民の安全・安心の確保やライフラインの維持に関わる放送・通信事業者や郵便事業株式会社等に対しては、事業継続に向けた注意喚起を行う。【情報流通行政局、総合通信基盤局】

⑤ 総務省職員等に関する対応

外出にあたっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、混み合った場所でのマスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等の呼びかけなど、必要な対応事項について周知徹底を図る。【大臣官房】

⑥ その他

電子政府の総合窓口（e-Gov）のお知らせ欄に緊急告知として「新型インフルエンザへの対応」を掲げ、関係情報へのアクセスの利便に資する。【行政管理局】

以上